

# マンション管理計画認定制度を 令和7年4月1日から開始しました



## マンション管理計画認定制度とは

分譲マンションの管理計画が一定の基準を満たす場合に、適正な管理計画を持つマンションとして市の認定を受けることができる制度です。  
なお、認定の申請には、集会（総会）での決議が必要となります。  
申請者：市内にある分譲マンションの管理組合

## 認定を受けることにより期待されるメリット

- 適正に管理されたマンションであると市場において評価される
- 住人の管理への意識が高く保たれ、管理水準を維持向上しやすくなる
- 購入希望者がマンションの管理状況を把握しやすくなる
- 独立行政法人住宅金融支援機構の金利の引き下げの措置が講じられる場合がある  
(詳しくは、独立行政法人住宅金融支援機構にお問い合わせください。)
- 管理計画の認定を受けたマンション等において、長寿命化工事（屋根防水工事、床防水工事、外壁塗装等工事）を過去に1度以上実施していて、令和9年3月31日までの間に2回目以降の長寿命化工事を完了させた場合に、工事完了日の翌年度に課される建物部分の固定資産税額が減額されます。  
※築年数等一定の要件を満たすものに限り、なお、減額には必要書類の用意及び申告書の提出が必要となります。

## 入間市の認定基準について

入間市の認定基準は国と同様で、独自基準はありません。  
認定基準はQRコードからご確認ください。  
入間市公式ホームページ「マンション管理計画認定制度」



## 申請の流れ

### ①事前確認適合証の取得

申請にあたっては、公益財団法人マンション管理センターの「管理計画認定手続支援サービス」により、インターネット上から事前審査を申込み、認定基準を満たしているか事前確認（有料）を受けてください。  
事前確認において認定基準に適合すると認められれば、事前確認適合証が発行されます。

手続きの詳細については、QRコードからご参照ください。  
「管理計画認定手続支援サービス 利用案内」



### ②市への認定申請

公益財団法人マンション管理センターから適合通知メールを受信した後、管理計画認定手続支援サービスにおいて、認定の申請を行ってください。  
審査にて基準を満たしている場合、認定通知書（5年間有効）を発行します。

## 申請手数料

市への申請手数料は無料です。ただし、管理計画認定手続支援システムの利用料及び事前確認審査料が別途かかります。

※管理計画手続支援システムの利用料及び事前確認審査料については、QRコードから公益財団法人マンション管理センターのHPをご参照ください。



## 認定の有効期間・認定の変更について

認定の有効期間は5年間です。  
なお、管理計画が変更となった場合（軽微な変更以外）は、計画の変更の認定の申請が必要となります。

## 管理計画認定制度に関する相談窓口

管理計画認定制度等に関する相談窓口として、一般社団法人日本マンション管理士会連合会のマンション管理計画認定制度相談ダイヤルが開設されましたので、ご活用ください。

受付番号：03-5801-0858

受付時間：月曜日から土曜日 午前10時から午後5時（日曜・祝日・年末年始を除く）

相談内容：マンション管理計画認定制度をはじめマンションの管理の適正化の推進に関する法律に関わること全般

相談対応者：原則として相談者の地元の都道府県マンション管理士会の相談員

## 入間市分譲マンション管理相談

令和7年度より市内分譲マンション管理組合、居住者及び区分所有者を対象としたマンション管理士による無料相談を実施します。

相談日：5月・7月・9月・11月・1月・3月の第3水曜日

時間：午後1時から午後4時まで

予約：事前予約制

相談内容：分譲マンションの管理全般に関すること

相談対応者：一般社団法人埼玉県マンション管理士会に所属するマンション管理士

※日程等詳細につきましては、QRコードから市公式ホームページをご参照ください。



## 問い合わせ先（入間市の管理計画認定制度や分譲マンション管理相談に関すること）

入間市 都市整備部 都市計画課

電話番号：04-2964-1111 内線3314

メール：ir271000@city.iruma.lg.jp

